

Ⅲ 高齢者行政・保険年金

§ 1 高齢者の保健福祉

戦後、経済成長により国民の生活水準は向上し、衛生水準の向上や医学、医療技術の進歩も相まって、我が国の平均寿命は著しく伸長した。令和3年の我が国の平均寿命は、男性が81.47歳、女性が87.57歳で、世界最高水準の長寿国となっている。

長寿化の進展に伴い高齢者人口も急速に増加している。将来推計人口によると、我が国の高齢者人口（65歳以上人口）は、今後も増加傾向が続き、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には3,653万人に達し、令和25年に3,953万人でピークを迎える。高齢者人口が増加する中で、総人口が減少に転ずることから、高齢者人口の割合は上昇を続け、令和52（2070）年には38.7%に達するものと予想されている。

このような状況のなかで、本市では、高齢社会に対応した施策を市政の重要課題のひとつとして位置づけ、昭和63年4月の仙台市「豊齢化社会」福祉計画（サンシルバープラン）、平成2年の仙台市豊齢化社会整備計画、民間活力の導入を図るための「ふるさと21健康長寿のまちづくり」基本計画等の策定を経て、平成5年12月には、従来の諸計画を踏まえた総合的な計画として、仙台市高齢者保健福祉計画を策定し、高齢化社会への対応策を講じてきた。

もうひとつの大きな流れとして、平成12年度の介護保険制度施行があり、これは従来の措置から契約に基づく保険給付へという福祉制度の変革であった。高齢社会に対応した施策を講じるうえで、この介護保険制度との調整は重要なものである。令和6年3月には、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～8（2026）年度）」を策定し、この計画に基づき高齢者保健福祉施策の充実を図るとともに介護保険事業の運営を行っているところであり、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ることとしている。

本市の高齢者人口推移

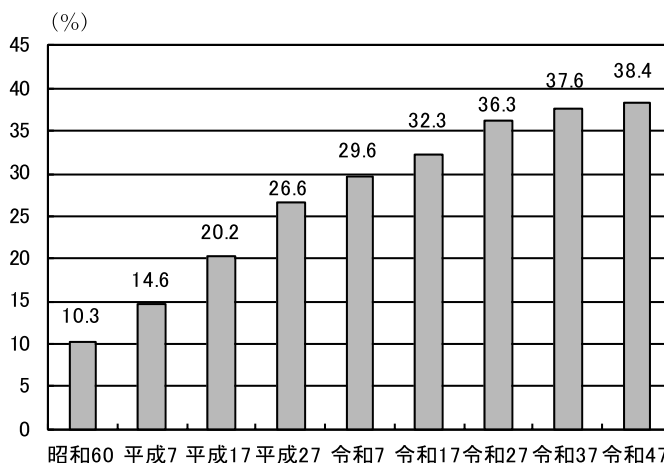
（単位：人，％）

	全人口（a）	65歳以上人口（b）	割合（b）/（a）
昭和50年	709,326	39,719	5.6
昭和55年	792,036	50,121	6.3
昭和60年	857,335	62,425	7.3
平成2年	918,398	80,433	8.8
平成7年	971,297	104,711	10.8
平成12年	1,008,130	133,020	13.2
平成17年	1,025,098	161,795	15.9
平成22年	1,045,986	191,722	18.6
平成27年	1,082,159	234,360	22.6
令和2年	1,096,704	257,223	24.3

< 出典：国勢調査 >

※割合は、分母から不詳を除いて算出している

我が国の高齢者人口比率の推移（令和7年以降は推計）



※出展：令和5年版高齢社会白書

1 健康づくり

近年高齢者の健康やスポーツに対する関心が高まっており、生きがいと健康増進を目的に各種の事業を行っている。

① 各種スポーツ普及事業

- ・区老人クラブ・単位老人クラブ主催ゲートボール大会、ペタンク大会、グラウンド・ゴルフ大会を実施
令和5年度 参加者385人

② 高齢者生きがい健康祭（愛称：シニアいきいきまつり）

スポーツや文化活動を通じて、生きがいと健康づくりの祭典を行っている。
（年1回（平成9年度から実施）、スポーツ交流種目16種目、文化等交流種目2種目）

③ シルバースポーツセミナー

心と体のレクリエーションを通して、日常生活の健康づくりと介護予防のきっかけづくりの講習会をしている。

令和5年度 参加者726人

④ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加

スポーツを中心とした全国の高齢者の交流の場である全国健康福祉祭に仙台市選手団を派遣している。

令和5年度 愛媛開催 選手団154人

2 生きがいづくり

(1) 老人クラブ活動

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、高齢者自ら生きがいを高め、健康づくり及び介護予防を進める活動並びにボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っている。

近年、団塊世代は個性化、生活意識の多様化等を反映し入会が少なく、その会員数は伸び悩みの傾向にあるが、少子高齢社会に伴う健康問題や高齢者の孤立問題、地域のコミュニティづくりの活性化など、地域での老人クラブ活動に期待が寄せられている。市老人クラブ連合会は平成25年4月に公益社団法人へ移行し、今後活動の一層の充実、発展が期待されている。

老人クラブへの助成

実施 昭和37年4月1日～

対象 単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び(公社)仙台市老人クラブ連合会

助成金 単位老人クラブに15,931,225円

(令和5年度) 区老人クラブ連合会に4,950,060円（5区合計）

(公社)仙台市老人クラブ連合会に19,337,543円を助成

仙台市内老人クラブ数及び会員数（各年3月31日現在）（単位：団体、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	396	371	327
会員数	16,603	14,584	13,131

〈資料：高齢企画課〉

(2) 老人福祉センター

高齢者に対して、生活相談、健康相談等に応じたり、健康増進・介護予防、教養の向上、レクリエーションなどのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい日常生活の維持、充実に資することを目的として設置している。

利用者 60歳以上の市民

利用料 無料

利用時間 原則として午前9時30分から午後4時30分まで

老人福祉センター利用状況（令和5年度実績）（単位：人）

施設名	利用人員	男	女
仙台市亀岡老人福祉センター	13,197	5,171	8,026
仙台市大野田老人福祉センター	25,942	10,275	15,667
仙台市小鶴老人福祉センター	9,976	3,600	6,376
仙台市泉中央老人福祉センター	19,100	8,375	10,725
仙台市台原老人福祉センター	34,130	14,277	19,853
仙台市沖野老人福祉センター	7,409	2,917	4,492
仙台市高砂老人福祉センター	24,908	11,266	13,642
仙台市郡山老人福祉センター	14,817	7,814	7,003
合 計	149,479	63,695	85,784

〈資料：高齢企画課〉

(3) 老人つどいの家「好日庵」

昭和48年度から、高齢者の教養向上、レクリエーション等のために利用する老人つどいの家「好日庵」を設置する者に対し助成を行い、高齢者の心身の健康増進を図る。

好日庵設置数 74か所（令和6年3月31日現在）

令和5年度 助成額 23,633,926円

(4) 老人憩の家

高齢者の教養の向上、レクリエーションの場として老人憩の家を設置している。令和6年7月1日現在60ヶ所設置されている。施設の管理は地域の老人クラブ等に委託している。

(5) 敬老乗車証の交付

高齢者に対し、市バス、宮城交通バス及び地下鉄の3つの交通機関を共通に利用できる敬老乗車証を交付することにより、社会参加を促進し、その福祉向上に資する。平成14年10月から利用者負担を導入。平成24年10月から利用上限額を設定。平成28年8月からICカード化。

実 施 昭和48年10月8日（地下鉄：昭和62年7月、宮城交通共通化：平成8年4月）

対 象 市内に住所を有する満70歳以上の方

交付者数 145,332人

（令和6年3月31日現在）

(6) 市立文化施設の減免制度

65歳以上の市民であることを証明する書類（健康保険被保険者証や介護保険被保険者証など）を提示することにより、市施設の一部を無料または半額で利用することができる。

(7) 高齢者保健福祉月間

高齢者の保健・福祉の向上と高齢化社会における市民の理解を深めるために9月を高齢者保健福祉月間と定め、次のような事業を行っている。

①敬老祝金の支給

77歳以上の方（本市に1年以上居住）に対して昭和44年度から支給を開始し、平成12年度からは、77歳、88歳及び100歳の節目支給とした。

平成21年度からは、88歳（10,000円）及び100歳（50,000円）の方へ支給している。

支給状況（令和5年度実績）（単位：円、人）

支給年齢	金 額	支給者数
88歳	10,000	5,057
100歳	50,000	288

〈資料：高齢企画課〉

②最高齢者等の慶祝訪問

敬老の日（9月第3月曜日）に、市内各区の男女最高齢者を市長又は区長が訪問し、長寿を祝し記念品を贈呈している。

③敬老行事

平成6年度から各区ごとに高齢者の活動発表、演芸会等を開催し、敬老の意を表している。

(8) 高齢者労働能力活用事業

昭和56年1月に(社)仙台市シルバー人材センターを設立し、原則として60歳以上の市民が会員となり、各人の経験や能力に応じた臨時的、短期的な就業の機会を提供している。

(公社) 仙台市シルバー人材センター

- ・本部 青葉区二日町14-4 北四番丁ステーションビル4階
- ・北部支部 泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所本庁舎5階

活動状況 (令和5年度実績)

(単位:人,件,円)

	本部	北部支部	合計
会員数	2,069	751	2,820
受託業務			
受託件数	4,301	1,808	6,109
就業延日人員	131,423	62,237	193,660
契約金額	670,564,237	327,304,303	997,868,540
シルバー派遣事業			
派遣件数	324	64	388
就業延日人員	19,324	5,363	24,687
契約金額	108,187,809	27,755,260	135,943,069
合計契約金額	778,752,046	355,059,563	1,133,811,609

就業状況 (本部・北部合計 令和5年度実績)

(単位:件,人)

	受託件数	就業人員	
		延実人員	延日人員
公共機関	365	2,052	10,365
企業等	1,761	18,443	165,851
一般家庭	3,969	12,285	17,165
独自事業	14	188	279
計	6,109	32,968	193,660

〈資料:高齢企画課〉

(9) 生涯現役促進事業

少子・高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者が知識・経験や能力を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要になることから、仙台市シルバー人材センターに相談窓口(仙台市生涯現役サポートセンター)を開設し、高齢者の多様な就業機会の確保に向けて、各種支援を行っている。

(10) eスポーツの活用による高齢者の健康・生きがいづくり推進

老人福祉センター2館においてeスポーツ教室を開催し、高齢者のデジタルデバインド解消・健康増進・生きがい交流のための場の提供を行った。

令和5年度 参加者数 280人

3 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の改正介護保険法施行により、本市においては平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)を開始した。総合事業は市町村が中心となり、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしつづけられるようさまざまなサービスで高齢者を支えるとともに、高齢者が自ら社会に参加できるようにすることで、介護予防と自立支援を推進することを目的としている。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方、及び65歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方が対象。地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメントを通じて各種サービスを提供する。

①訪問型サービス

- ・訪問介護型サービス(従来の介護予防訪問介護と同様のサービス)

有資格者の訪問介護員が家庭を訪問し、掃除・洗濯・食事の準備などの生活援助や、入浴・着替えなどの身体介護のサービスを提供する。

- ・生活支援訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)

訪問支援員(市が実施する研修の修了者等)が家庭を訪問し、基本的には生活援助に限定したサービスを提供する。必要に応じて身体介護も提供する。

- ・住民主体による訪問型支え合いサービス

ボランティア等が家庭を訪問し、掃除、庭の草むしり、買い物代行などの生活支援を行う任意団体等に対して補助金を交付し、活動を促進することで、住民相互による支え合い体制の充実や高齢者の社会参加促進を図る。

令和5年度 補助対象団体 4団体

- ・訪問型短期集中予防サービス

保健・医療の専門職が家庭を訪問し、介護予防のための相談・助言を行うサービスを3～6ヶ月の期間で提供する。(令和5年度で終了し、令和6年7月から「訪問・通所連動型短期集中予防サービス」として実施する。)

令和5年度 利用者数 0人 延べ訪問回数 0回

②通所型サービス

- ・通所介護型サービス(従来の介護予防通所介護と同様のサービス)

デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などのサービスを提供する。

- ・生活支援通所型サービス(緩和した基準によるサービス)

デイサービスセンターなどの通いの場で、介護予防に関する講話や、ミニデイサービス、趣味活動等を行う。必要に応じ、機能訓練や栄養改善などの専門的サービスも提供する。

- ・通所型短期集中予防サービス(元気応援教室)

デイサービスセンターなどの施設において、保健・医療の専門職が居宅や地域での生活環境を踏まえた上で、生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを提供する。なお、令和3年度より、より日常生活に焦点を当てたプログラムを提供するモデル事業を実施する。(令和5年度で終了し、令和6年7月から「訪問・通所連動型短期集中予防サービス」として実施する。)

令和5年度 参加者数 117人(うちモデル事業参加者27人)

③訪問・通所連動型サービス

- ・訪問・通所連動型短期集中予防サービス(令和6年7月から実施)

リハビリ専門職等がご自宅を訪問し、生活状況や課題を確認したうえで、通所による運動、栄養改善、口腔機能向上に向けた介護予防プログラムを提供する。また、自宅でもできる運動方法等を学び、習慣的に健康づくりやフレイル予防に取り組む。

(2) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が対象。

①介護予防把握事業

要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断される高齢者を早期に把握するため、介護予防の視点から生活機能の状況確認を行う「豊齢力チェックリスト」を70歳、75歳、80歳になる方に送付し、生活機能の低下予防・改善につなげる。また、80歳で豊齢力チェックリスト未返送の方のうち独居、もしくは高齢者のみ世帯の方に対しては、地域包括支援センターの職員が戸別訪問を実施する。

令和5年度 豊齢力チェックリスト発送数 32,672件 介護予防把握事業対象者数 6,852人

②介護予防普及啓発事業

- ・介護予防に関する市民意識醸成のためのイベントの開催

介護予防や健康づくりの大切さについて普及啓発を行うことを目的として、平成25年度から11月を介護予防月間と定め、各関係機関、地域団体との連携のもと、介護予防普及啓発イベントを全市展開している。

ア)介護予防月間メインイベント

令和5年11月12日 会場：仙台市シルバーセンター 参加者数 1,374人

イ)介護予防月間における運動教室等の開催

令和5年度 協力団体数 15団体 運動教室等開催数 60回 参加者数 4,756人

- ・介護予防教室実施事業

おおむね65歳以上の方に対し、地域包括支援センターが、介護予防に資する健康教育や、認知症をテーマにした講話等を実施している。

令和5年度 実施回数 1,064回 延べ参加者数 12,860人

- ・シニア世代向け介護予防栄養講座

おおむね65歳以上の方に対し、高齢期における栄養バランスのとれた食事作りの実践等を通じて、食生活への関心を高めてもらい、食生活の向上及び食の自立を支援する。

令和5年度 講座開催数 12回 延べ参加者数 150人

- ・フレイル予防応援教室事業（令和6年7月から実施）
スポーツクラブ等で行う運動教室に参加し、外出や運動などの習慣を身に付ける。

③地域介護予防活動支援事業

高齢者が住み慣れた地域で介護予防に取り組めるよう、地域住民の参加により自主的に介護予防に取り組む運動グループの立ち上げや活動継続のための支援を行う

- ・介護予防自主グループ支援事業
介護予防自主グループの育成とその企画・運営を担う介護予防運動サポーターの養成、スキルアップを図る研修等により活動を支援する。
令和5年度 活動グループ数 230団体
- ・シニア世代向け健康づくり講座事業
参加者が役割分担しながら自主的に継続できるグループの育成のための講座を行う。
令和5年度 講座実施 4団体（内 活動継続グループ3団体）
※ 令和5年度末に活動継続中のグループ21団体（ただし、介護予防自主グループとしての活動に移行したグループを除く）

④地域リハビリテーション活動支援事業

・健康づくり応援事業

地域における介護予防の取組みを強化するために、リハビリテーション専門職を地域の通いの場等に派遣し、専門的な視点から健康づくりを応援することにより、要介護状態になっても参加し続けられる通いの場づくりを行う。

令和5年度 参加団体数 44団体

・地域活動活性化支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の影響により停滞した地域団体の活動の活性化を促すために、令和3年度から地域の通いの場に健康運動指導士等を派遣し、活動再開のきっかけにするとともにフレイル予防への取組みを推進している。

令和5年度 参加団体数 22団体

4 包括的支援事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。平成18年度から社会福祉法人、民間法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを設置して実施している。

事業内容

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・介護予防ケアマネジメント業務

実施箇所数：53か所（令和6年4月1日現在）

相談件数：延べ71,813件（令和5年度実績）

地域包括支援センター相談実績（令和5年度実績）

①相談件数及び相談方法

（単位：件）

相談件数（総数）		71,813
相談方法	電話	50,423
	来所	5,740
	訪問	15,650

②相談者

（単位：件）

家族・親族・知人	21,609
本人	25,014
民生委員	3,090
ケアマネジャー	6,434
医療機関等	6,477
その他の関係機関等	9,189
合 計	71,813

③相談内容

(単位：件)

在宅介護相談	10,743	介護保険に関すること	41,009
施設入所	3,561	虐待	1,173
福祉施設の利用	889	住宅供給	305
医療・疾病相談	9,418	消費者被害	146
家族関係	2,658	介護予防	2,504
経済問題	1,951	成年後見制度	759
心理的問題	1,982	アルコール問題	335
福祉サービス	4,965	ヤングケアラー	7
住宅改造	315	その他	11,418
認知症に関すること	8,507	合 計	102,645

※1件の相談で複数項目あり

〈資料：地域包括ケア推進課〉

5 地域包括支援センター機能強化事業

地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るために、市内の全センター(53か所)に配置人員を1名増員し、高齢者の方々への個別支援を通じ地域のネットワークづくりを行いながら、地域の支え合い体制の充実、生活支援サービスの充実、認知症の対応強化を一体的に推進する。

6 要援護高齢者施策

(1) 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの方(日中ひとり暮らしになる方を含む。)等に、仙台市が委託する警備会社に24時間体制で通報できる機器を貸与し、日常生活上の安全確保と不安の解消を図る。

令和5年度 設置世帯 3,489世帯

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者の自立した生活を継続するために、養護老人ホームに一時的に宿泊し、体調調整を図るとともに、生活習慣を取得する。

令和5年度 利用件数 179件 利用日数 4,260日

(3) 痰等吸引器の給付

65歳以上の在宅の方等で、自力で痰等の排出が困難な方に痰等吸引器を給付し、高齢者の自立した生活を支援する。

令和5年度給付実績 痰等吸引器 23台

(4) 寝具洗濯サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、又はねたきりの方及び重度身体障害者に対して、寝具を預かり丸洗いをして返却し、衛生的で健康な生活を支援する。

令和5年度 実施件数 93件

(5) 緊急短期入所生活介護事業

介護者の急病、事故等やむを得ない理由により、緊急に短期入所の利用が必要な場合に備え、予め受入先を確保する。

令和5年度 利用件数 15件 利用日数 166日

(6) 訪問理美容サービス

介護保険の要介護3～5の認定を受けている高齢者等に対して、理容師・美容師が各家庭を訪問して理容美容サービスを提供することにより、清潔で快適な在宅生活を送れるように支援する。

令和5年度 利用件数 1,046件

(7) 介護用品支給事業

介護保険の要介護4又は5に相当し、市民税非課税世帯に属する高齢者等に対し、その介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、重度要介護高齢者及び介護者の負担を軽減する。

令和5年度 利用件数 6,682件

(8) 食の自立支援サービス

要支援者、要介護者及び要支援、要介護状態となる可能性の高い方で、低栄養状態で栄養改善の必要があり、かつ、ひとり暮らし等で食事の用意が困難な方に、栄養バランスのとれた食事を届け、安否確認を行うことにより、高齢者の自立を促し、在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。平成7年度から平成9年度までモデル事業として行っていたものを、平成10・11年度は社会福祉法人の自主事業として継続実施し、平成12年度からは市の事業として社会福祉法人、民間法人に委託して実施している。

利用登録者数 1,398 人（令和5年度末現在）

令和5年度 延配食数 271,345食

(9) 老人福祉電話貸与

おおむね65歳以上で低所得のひとり暮らしの方等に対して、老人福祉電話を貸与し、料金の一部を助成するとともに、安否の確認、各種相談を行っている。

設置数 4台（令和5年度末現在）

(10) 成年後見制度利用支援事業

高齢や障害により判断能力が不十分な方のために、財産の管理や福祉サービスの利用契約等を行う後見人等をつける際、その親族がいない場合等に、市長が家庭裁判所に後見等開始の申立てを行う。また、親族による申立ても含め、一定の条件により、申立て費用や後見人等への報酬を助成する。

(11) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させその福祉の増進を図る。

養護老人ホーム施設別措置状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

施設名		定員	措置者数						
			計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
市内	仙台長生園	150	75	41	2	3	10	12	7
	吉成苑	60	44	18	5	5	4	10	2
市外	偕楽園	80	4	2	0	0	1	0	1
	宮城緑風園	50	0	0	0	0	0	0	0
	ひばり園	70	1	0	0	1	0	0	0
	万生園	100	0	0	0	0	0	0	0
	松寿園	50	17	6	0	1	3	7	0
	きたかみ園	106	0	0	0	0	0	0	0
	松風荘	50	13	3	0	2	3	4	1
	こはぎ荘	(県外)	0	0	0	0	0	0	0
	祥風苑	(県外)	1	0	0	0	0	0	1
合計		716	155	70	7	12	21	33	12

※待機者数 0名

〈資料：高齢企画課〉

7 認知症施策の推進

市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げるとともに、認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができるよう、活躍できる機会や場をつくる取組みを推進するなど、認知症の人と家族の視点を重視しながら相互に支え合う共生社会の実現を図る。

(1) 普及啓発

①認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校等を対象に認知症に関する正しい知識と、認知症の人への正しい理解を持った「認知症サポーター」を養成する。（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和5年度 実施回数 152回 養成人数 6,221人

サポーター総数 110,350人（令和6年3月末現在）

②キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

（参考）令和5年度 養成人数 39人

キャラバン・メイト総数 923人（令和6年3月末現在）

③認知症パートナー講座

認知症の人の思いや希望に耳を傾け、本人のやりたいことを手助けできる人を養成する講座を開催する。

（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和5年度 実施回数26回（委託2回，地域での開催24回）養成人数472名（委託71名，地域での開催401名）

④認知症パートナー講座指導者養成研修

認知症パートナー講座の講師役となる指導者を養成する。

（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和5年度 実施回数1回 養成人数28名

⑤介護予防教室（認知症に関すること）

地域包括支援センターで実施する介護予防教室のうち、認知症をテーマに実施する。

令和5年度 実施回数 127回

⑥認知症月間・認知症の日や新しい認知症観を市民へ広める取組み

9月1日から9月30日までの認知症月間や9月21日の認知症の日を広く市民へ周知し、認知症への関心と理解を深める。認知症の本人・家族等からのメッセージ動画の普及啓発や、希望をかなえるヘルプカードの活用促進等を通して、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広める。

(2) 早期発見・早期対応の促進

①認知症初期集中支援チーム

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援のため、医師・薬剤師・看護師・作業療法士等専門職が必要に応じて訪問などを行う。

令和5年度 訪問実件数 34件 相談事例実件数 17件

②認知症地域医療支援事業

かかりつけ医と認知症専門医療機関との連携を促進し、認知症の早期発見・早期対応を円滑に行うとともに、発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図るために、医療関係者向けの研修を実施する。

③認知症サポート医養成研修

認知症の早期診断・早期対応を進めるため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う「認知症サポート医」を養成する。

認知症サポート医数 76人（令和6年3月末現在）

(3) 認知症の人とその介護家族の支援

①認知症介護家族支援事業（委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部）

認知症の人を介護している家族の懇談会や介護講座、及び認知症に関する電話相談等を実施する。

電話相談事業 月曜～金曜 午前9時～午後4時

令和5年度 相談件数 288件

家族の会との共催事業

令和5年度 各区役所における講話及び相談会 10回

②認知症の人を介護する家族交流会（各区役所開催）

認知症の人を介護している家族の方が、日常の介護を通して抱く悩みや問題解決の方策を話し合える交流会を開催する。

令和5年度 開催回数31回 参加人数174人

③認知症カフェ支援事業

認知症の人やその家族が地域の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を支援する。

令和5年度

認知症カフェネットワークミーティング 開催回数 1回 参加者数 53人

認知症カフェセミナー 開催回数 1回 参加者数 137人

認知症カフェへの当事者派遣事業（出張おれんじドア） 13か所

認知症カフェ等設置数 認知症カフェタイプ 92か所

家族交流会タイプ 13か所

ご本人中心のタイプ 6か所

④仙台市認知症ケアパスの作成

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を発症した後の容態に応じて医療・介護サービスの情報を標準的に示す「全市版ケアパス」、認知症への不安を感じている方や診断を受けた方が手に取る「個人版ケアパス」、地域包括支援センターが地域の関係機関とネットワークを構築し、認知症の地域資源を掲載する「地域版ケアパス」の3種のケアパスを作成している。

(4) 認知症介護の質の向上

①認知症介護研修

令和5年度修了者数

(ア) 認知症介護実践研修 実践者研修 178人 実践リーダー研修 30人

(イ) 認知症対応型サービス事業管理者研修 35人

(ウ) 認知症対応型サービス事業開設者研修 6人

(エ) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 10人

(オ) 認知症介護指導者養成研修 1人

(カ) 認知症介護指導者フォローアップ研修 2人

(キ) 認知症介護基礎研修 928人 ※eラーニング受講

②認知症介護研究・研修センター運営費助成

認知症高齢者等の処遇技術に関する研究や、認知症介護の専門職員の養成を行っている認知症介護研究・研修仙台センターに対して運営費の補助を行う。

(5) 認知症施策の検討

①認知症対策推進会議の運営

医療、保健、福祉など認知症に関わる各関係機関間で情報交換を行い、仙台市における認知症の課題解決に向けた検討を行う。

②認知症地域支援推進員の配置

認知症の容態の変化に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその方の家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を区役所や地域包括支援センター等に配置する。

令和5年度 認知症地域支援推進員 162人配置

(6) 仙台市認知症疾患医療センター運営事業

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

仙台市認知症疾患医療センター利用状況（令和5年度実績）（単位：件）

	専門医療相談件数		鑑別診断件数
	電話	面接（訪問等を含む）	
いずみの杜診療所	236	96	235
仙台西多賀病院	284	91	287
東北医科薬科大学病院	500	24	167
東北福祉大学せんだんホスピタル	83	33	142
計	1,103	244	831

〈資料：地域包括ケア推進課〉

8 住宅関連施策

(1) 高齢者住宅改造費助成

高齢者世帯の住宅の居室，便所，浴室，廊下等の利便を図るため，改造する場合にその改造費の一部を助成する。

対 象 次の要件のすべてに該当する方

- ・65歳以上の高齢者からなる所得税非課税世帯に属する方
- ・介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方で，身体機能の低下などのために日常生活を営むのに支障があり，居宅の改造が必要な方

助成額 住宅の改造に要する費用の3/4に相当する金額（限度額60万円）

助成件数 令和5年度 15件

(2) シルバーハウジング

高齢者等の世帯が地域社会のなかで自立して生活できるように，住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と，在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅である。（窓口：公益財団法人仙台市建設公社）

対象者 独立して生活するには不安があるが，自力で日常生活が可能な程度の健康状態である方で，かつ，次の要件のいずれかに該当する方

- ・単身者は65歳以上の方
- ・高齢者のみの世帯で，申込者は65歳以上，同居する方が60歳以上の2人世帯

設置戸数 四郎丸市営住宅20戸，茂庭第一市営住宅30戸，袋原市営住宅20戸（令和6年4月1日現在）

9 高齢者総合相談

平成6年7月に，保健・医療・福祉の連携の確保を図るため，各区に「高齢者総合相談センター」を設置。平成12年4月から「区高齢者総合相談」と名称を変更し，高齢者に係る保健サービス及び福祉サービスの総合的な相談，実態把握，処遇計画の立案等を行うとともに，関係機関・団体との緊密な連絡調整を行っている。平成30年4月より，宮城総合支所の機能拡大に伴い，「高齢者総合相談」と名称を改め，業務は各区役所・宮城総合支所障害高齢課が担当している。

高齢者総合相談窓口相談実績（令和５年度実績）

①相談件数及び相談方法

（単位：件）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
相談件数（総数）	1,069	323	708	1,905	3,799	1,498	9,302
相談方法	訪問	240	69	88	290	657	1,571
	来所（面接）	113	40	109	265	357	1,145
	電話	614	190	439	1,300	2,509	5,950
	支援者会議	57	16	13	37	100	285
	その他	45	8	59	13	176	351

（資料：地域包括ケア推進課）

②相談者

（単位：人）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
本人	419	94	179	975	1,062	374	3,103
家族・親族	205	54	107	220	464	381	1,431
知人	22	7	16	27	53	39	164
地域包括支援センター	329	145	286	454	1,061	409	2,684
ケアマネジャー	67	26	19	102	774	122	1,110
民生委員	9	8	6	22	15	14	74
関係機関	77	23	43	88	182	132	545
その他	118	52	129	203	552	312	1,366
合計	1,246	409	785	2,091	4,163	1,783	10,477

※１件の相談で複数人の場合あり

（資料：地域包括ケア推進課）

③相談内容

（単位：件）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
在宅介護相談	117	30	105	156	277	168	853
施設入所	160	14	53	95	518	149	989
福祉施設の利用	53	9	8	14	114	37	235
医療・疾病相談	281	72	99	460	328	226	1,466
家族関係	113	90	119	202	293	197	1,014
経済問題	75	56	54	128	303	151	767
心理的問題	89	71	47	643	131	162	1,143
福祉サービス	182	13	40	153	149	108	645
住宅改造	0	0	4	1	31	8	44
認知症に関する事	76	16	75	153	389	247	956
若年性認知症に関する事	0	0	0	1	1	1	3
介護保険に関する事	34	4	43	78	201	176	536
虐待	82	36	118	233	521	266	1,256
住宅供給	10	5	15	20	15	19	84
消費者被害	0	0	0	0	0	2	2
介護予防	1	0	0	5	5	5	16
成年後見制度	14	14	11	27	553	103	722
アルコール問題	17	21	6	10	21	12	87
ヤングケアラー	0	0	0	0	0	2	2
その他	138	33	122	413	667	178	1,551
合計	1,442	484	919	2,791	4,516	2,216	12,368

※１人の相談で複数項目あり

（資料：地域包括ケア推進課）

※①～③の太白区分には秋保総合支所で受けた高齢者相談も含む

§ 2 介護保険

高齢化が急速に進展していく中で、介護は家庭や地域ですますます深刻な問題となっている。高齢者の介護の問題は誰にでも起こりうるものであり、しかも介護期間の長期化や要介護状態の重度化が進んでいること等から、介護を必要とする高齢者本人とその家族にとって安心して利用できる介護制度の創設が強く求められてきた。

こうしたことから、国において新たな公的介護制度のあり方が検討され、

- ①国民の老後の最大の不安要因である「介護」の問題を、社会全体で支える仕組みとすること
- ②受益と負担の関係を明確にし、国民の理解が得られやすい仕組みとすること
- ③老人福祉制度や老人保健制度等で縦割りになっている高齢者の介護に関するサービスを再編成し、利用者の選択により、介護サービスが多様な事業主体から総合的かつ効率的に受けられる仕組みとすること
- ④「介護」の部分を医療保険制度から切り離し、社会的入院の解消を図るなど、今後の社会保障構造改革の第一歩となる制度を創設すること

等を目的とした社会保険方式による介護保険制度の導入が図られることとなり、平成9年12月、臨時国会において介護保険法が成立し、平成12年4月1日から介護保険制度がスタートした。

制度導入後の運営はおおむね順調に推移し、「介護を社会全体で支えあう」という理念は十分に浸透してきたものの、一方では、制度運営を通して明らかになった介護サービスの質の確保・向上などの課題も生じている。国においては、こうした課題へ対応し、制度の持続可能性を高めるための制度改正が行われている。

まず、平成17年には、「明るく活力ある超高齢化社会」を築くといった基本的視点から、制度自体を予防重視型システムに転換するという改正が行われ、平成18年4月に地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)、地域支援事業、地域密着型サービスが創設された。平成20年には、安心と希望を抱いて生活できる超高齢社会を築いていくため「介護従事者の人材確保・処遇改善」や「医療との連携や認知症ケアの充実」などを基本視点に介護報酬の改定等が行われ、平成21年4月から実施された。平成23年には、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため介護報酬の改定等が行われ、平成24年4月から実施された。平成27年には、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定、公費の別枠投入による低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、介護予防・日常生活支援総合事業(本市では平成29年4月実施)など、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化のための制度改正が行われた。平成30年4月に「介護医療院」が創設され、8月からは現役世代並みの所得がある利用者の自己負担が3割に引き上げとなった。令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減をさらに強化している。令和6年4月には、介護保険料に係る国の見直し方針を踏まえ、基準額に対する割合の変更や所得段階の更なる多段階化等を実施し、低所得者の保険料上昇の抑制を図っている。

1 制度の概要

(1) 保険者

市町村及び特別区

(2) 被保険者

第1号被保険者 65歳以上の方 266,574人(令和6年3月31日現在)

第2号被保険者 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方

(3) 保険給付

①受給者

第1号被保険者：要介護状態又は要支援状態にある方(要介護状態等となった原因は問わない。)

第2号被保険者：初老期認知症、脳血管疾患等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)により要介護状態又は要支援状態となった方

②給付の内容

ア) 介護給付：被保険者の要介護状態に関する保険給付

イ) 予防給付：被保険者の要支援状態(要介護状態となるおそれがある状態)に関する保険給付

ウ) 市町村特別給付：ア)、イ)に掲げる法定給付のほか、要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態の予防に資する給付として条例で定めるもの(※仙台市では現在のところ無し。)

③具体的なサービスの内容

居宅サービス	・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護 ・訪問看護／介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導 ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所／介護予防短期入所（特別養護老人ホーム、老人保健施設等におけるショートステイ） ・特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入費の支給／特定介護予防福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給 ・居宅サービス計画／介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成
地域密着型サービス	・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
施設サービス	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護医療院

④基準該当サービス

介護保険法では、サービス提供主体が都道府県や市町村の指定を受けることが必要である。指定を受けるためには、法人格を有していること（医療サービスの一部を除く。）や人員、設備、運営について国が定める基準を満たしている必要がある。しかし、介護保険法施行前から地域において介護サービスを提供してきたボランティア団体等にあつては、法人格を有していないなど指定基準の一部を満たしていないものの、指定事業者とほぼ同水準のサービスを提供できる場合がある。本市ではこのような場合に対応するため「基準該当サービス」として、指定基準とは別に省令による基準を満たす場合に保険適用のサービスとして認めている。

(4) 利用者負担

保険給付の対象費用のうち、1～3割を利用者が負担する。施設サービスやショートステイの食費と居住費（滞在費）は別途利用者が負担する。高額介護サービス費や食費と居住費（滞在費）の負担については、低所得者に配慮した軽減措置が講じられている。

(5) 費用負担

①負担割合

保険給付費の費用負担割合は、被保険者の保険料負担2分の1、公費負担2分の1。

②公費負担

公費負担のうち、国：都道府県：市町村の負担割合は、2：1：1（施設等給付費を除く）。

③保険料

ア) 第1号被保険者

国の定めるガイドライン（原則13段階の所得段階別保険料）に従い市町村が条例で定める保険料率に基づき賦課する。年金からの徴収（特別徴収）を行うほか、特別徴収の対象とならない方については、市町村が個別に徴収（普通徴収）する。令和6年度の仙台市の保険料額は次のとおりである。

所得段階	対 象 と な る 方				基準額に 対する 割合	年額保険料 (※4)
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方				0.285 (※1)	20,700 円 (1,732 円)
第2段階	本人が市町村民税非課税で	同じ世帯の方 全員が 市町村民税 非課税	本人の前年の 「課税年金収入額(※2)」 と年金以外の 「合計所得金額(※3)」 の合計額が	80万円以下の方	0.285 (※1)	20,700 円 (1,732 円)
第3段階				80万円を超え、 120万円以下の方	0.395 (※1)	28,800 円 (2,401 円)
第4段階				120万円を超える方	0.685 (※1)	49,900 円 (4,164 円)
第5段階		同じ世帯に 市町村民税 課税の方がいる		80万円以下の方	0.850	62,000 円 (5,167 円)
第6段階				80万円を超える方	1.000 (基準額)	72,900 円 (6,079 円)
第7段階	本人が市町村民税課税で		本人の前年の 「合計所得金額(※3)」が	125万円未満の方	1.100	80,200 円 (6,686 円)
第8段階				125万円以上200万円未満の方	1.250	91,100 円 (7,598 円)
第9段階				200万円以上300万円未満の方	1.500	109,400 円 (9,118 円)
第10段階				300万円以上400万円未満の方	1.700	124,000 円 (10,334 円)
第11段階				400万円以上500万円未満の方	1.800	131,300 円 (10,942 円)
第12段階				500万円以上600万円未満の方	2.000	145,800 円 (12,158 円)
第13段階				600万円以上700万円未満の方	2.100	153,100 円 (12,765 円)
第14段階				700万円以上1,000万円未満の方	2.300	167,700 円 (13,981 円)
第15段階				1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.500	182,300 円 (15,197 円)
第16段階				1,500万円以上の方	2.600	189,600 円 (15,805 円)

(※1) 第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減している。

(第1段階および第2段階：0.455→0.285，第3段階：0.595→0.395，第4段階：0.690→0.685)

(※2) 「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいう。

(※3) 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」とは、「給与」「年金」「事業」などの収入額からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額，公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額と，土地建物等の譲渡所得（特別控除後）などの分離課税所得の合計で，「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額をいう。（地方税法上の合計所得金額とは異なる。）

(※4) 「基準額×基準額に対する割合」で算出した額を（ ）内に記載している。

イ) 第2号被保険者

各医療保険者が医療保険料と一体で徴収のうえ、一括して社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付し、全国規模でプールしたものを介護給付費交付金として市町村に交付。

④介護保険財政安定化のための施策

ア) 財政安定化基金

都道府県ごとに財政安定化基金を設置し、市町村の介護保険財政に不足が生じた場合等に、資金の交付又は貸付を行う。

イ) 市町村相互財政安定化事業

複数市町村が、相互に財政安定化を図ることを目的として、共通の調整保険料率を設定し、介護保険財政について相互に調整を行う事業。(※仙台市では、実施していない。)

(6) 介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な実施・運営を図るため、厚生労働大臣は「基本指針」を、市町村は「介護保険事業計画」を、都道府県は「介護保険事業支援計画」を策定することとされている。

本市においては、令和6年3月に仙台市高齢者保健福祉計画と一体のものとして、3年を1期とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和6～8年度)を策定した。

2 要介護認定

認定の申請がなされた場合、訪問調査を行うとともに主治医等に意見書の作成を依頼する。調査結果はコンピュータ処理され(一次判定)、保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会の合議体において、一次判定結果、主治医意見書、調査票の特記事項により審査判定(二次判定)し、認定する。

認定の結果、認定の区分ごとに定められた支給限度額の範囲内で保険給付を受給することができる。

(1) 要介護認定状況

①要介護認定件数(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの累積)

ア) 区別 (単位: 件)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
11,499	6,597	5,100	9,945	8,417	41,558

〈資料: 介護保険課〉

イ) 要介護度別 (単位: 件)

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	合計
137	9,935	4,328	8,749	4,831	4,271	5,307	3,990	10	41,558

〈資料: 介護保険課〉

②認定者数(令和6年3月31日現在)

(単位: 人)

	要 支 援		要 介 護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	12,543	6,337	10,860	6,489	5,397	5,997	3,658	51,281
第2号被保険者	148	139	171	178	119	119	130	1,004
計	12,691	6,476	11,031	6,667	5,516	6,116	3,788	52,285

〈資料: 介護保険課〉

(2) 介護認定審査会(令和6年3月31日現在)

①委員定数 274名(うち現員数270名)

②合議体数

(単位: 班)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
15	8	7	11	9	50

〈資料: 介護保険課〉

3 東日本大震災による減免

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した方々を対象に、介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免措置を行った。

介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免状況（令和5年度実績）

65歳以上の方々の介護保険料		介護サービス利用者負担額	
減免者数	減免額	減免者数	減免額
100人	4,049千円	40人	6,437千円

〈資料：介護保険課〉

4 ウクライナ避難民に係る減免

ロシアによるウクライナへの侵攻によって日本に避難することを余儀なくされた避難民の方々を対象に、介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免措置を行った。

介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免状況（令和5年度実績）

65歳以上の方々の介護保険料		介護サービス利用者負担額	
減免者数	減免額	減免者数	減免額
5人	148千円	0人	0円

〈資料：介護保険課〉